

生活保護減額は違法

津地裁判決 原告側勝訴 全国16番目

三重県内の生活保護利用者27人（判決時20人）が生活保護基準引き下げの処分を取り消しを求めて、津など4市を訴えた「生存権裁判」（このうちのひとりで裁判）の判決が22日、津地裁であり、原告側が全面勝訴しました。

した。竹内浩史裁判長は、基準引き下げは「専門的知識を度外視する政治的判断であり、裁量權の逸脱、乱用」と断じ、「違法」だとして処分の取り消しを命じました。全国で同様の裁判がたたかわれており、勝訴は全国16箇所です。

竹内裁判長は、自民党が保護基準引き下げを2012年の総選挙公約として、直後に就任した厚生労働相（田村憲久衆院議員）も当初から主張するなか、専門的な知見を軽視し強行したものであり、「判断の上で考慮すべきでないことを考慮した」と指摘。引き下げの根拠として、生活保護利用世帯の関わりが少ないとし

た。金生連など組合②回



【勝訴】を掲げる原告側弁護士や
原側と支援者 22日 津地裁前